平成２９年（フ）第４８４２号
大阪市浪速区塩草３丁目10番28―403号
債務者　西村　繁樹
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６２号
大阪府茨木市宇野辺１丁目２―906、住民票上の住所大阪府茨木市宇野辺１丁目２番504号
債務者　関谷　　梢
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７７号
大阪市此花区朝日２丁目７番14号　バスティオーネ此花301
債務者　山村　和弘
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８６号
大阪市港区波除５丁目12番25―406号
債務者　大澤麻由美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９２８号
大阪市淀川区塚本５－９―13、住民票上の住所大阪市西淀川区姫島５丁目11番29号井上文化102号室
債務者　藤田　達也
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３１号
大阪市淀川区三国本町１丁目14番39号　フォレスト新大阪　301号
債務者　勝田　正恵
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９号
沖縄県沖縄市高原７丁目18番11号　レオネクスト仲の原304号
債務者　中村絵梨奈
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１８３号
沖縄県沖縄市山里１丁目４番１号
債務者　小橋川和喜
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２５１号
北海道旭川市永山４条７丁目４番15号　エクシードⅡ　202
債務者　渡邊みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５７号
北海道旭川市６条通７丁目31番地の13　ルーベデンス６条706号室
債務者　西崎　明広
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２３号
静岡県焼津市五ケ堀之内1451番地の３、旧住所静岡市清水区興津中町1366番地の８
債務者　岡村　拓将
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５５号
静岡市清水区秋吉町２番３号
債務者　深澤　　勇
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７５号
静岡市駿河区中島382番地の１　有賀ハイツ103号、旧住所静岡市葵区吉津178番地の２
債務者　大高　博一
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７３号
静岡市葵区南沼上３丁目８番８号
債務者　田形　みち
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３９号
岡山県備前市伊部2038番地14、旧住所岡山県美作市北山1222番地１　高元コーポ　２―103
債務者　田中　美香
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部